

詳しい内容は、電子版広報（市ホームページ内）・各担当課・各施設などで確認してください。



No.239

インターネットの利便性と書き込みによる人権侵害  
インターネットは情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として私たちの生活を便利なものになっています。最近ではパソコンに加えてスマートフォンやタブレット端末などの普及に伴い利用方法も多様化し、子どもからおとなまで多くの人が利用しています。  
インターネットの普及によりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、匿名性を悪用して差別的な書き込みなど人権侵害につながるさまざまな問題が起こっています。

## インターネットを悪用した人権侵害をなくしましよう

### インターネットを使った人権侵害の現状

法務省が発表した「インターネット上の人権侵犯事件に関する人権侵犯事件（開始）」



(出典)法務省「人権侵犯事件」の状況  
問 人権・生涯学習課 (928-1006)

### 日常生活と同様に守るべきルールがあります

インターネットを利用すると「顔が見えないから」「名前が出ないから」ではなく、自分が言動に責任をもつことが大切です。現実社会で許されることはネット社会においても許されません。この問題を人ごとではなく自分のこととして捉え、私たち一人ひとりが人権意識を高め、行動することが大切です。

人権を侵害する書き込みに気付いたときは連絡してください。

人権は  
差別をなくす  
合言葉

が取り扱った件数であり、氷山の一角といえます。

本市ではインターネット掲示板などを監視しており、同和地区を特定するものや個人を誹謗中傷する悪質な内容については管理者などに削除要請をしています。なお本市における削除要請の件数は、2018年度は154件と前年度に比べて約1.4倍に増加しています。